



<お問い合わせ先>

苫小牧年金事務所

電話 0144-36-6135

苫小牧市若草町2-1-14

国民年金保険料の前納割引制度について

保険料の前納制度とは

国民年金には、一定期間の保険料をあらかじめ納付できる仕組みがあります。これを保険料の前納制度といいます。

この保険料の前納制度には、現金払いによる前納と口座振替による前納、さらに口座振替の早割があります。

前納する保険料額は、現金による毎月納付の保険料額から年四分の複利原価法で割り引かれた額が、毎年2月上旬に厚生労働省から告示されることになっています。

現金払いの前納

保険料の前納は、原則として、1年または半年間を単位として行うものとされていますが、現金払いの前納の場合には、1年または半年間を単位とせずに任意の月からその年度末の3月分までの保険料を前納することもできます。

なお、保険料の一部免除を受けている人も、保険料を前納することができます。この場合は、免除されていない保険料、たとえば4分の1免除であれば、免除を受けていない4分の3の保険料について、1年分、6か月分、任意の月から年度末までの分を前納することになります。

平成24年度分の1年間の保険料を現金払いで毎月納付すると、 $14,980円 \times 12月 = 179,760円$ になりますが、これを現金払いで1年度分前納すると3,190円の割引となり、 $179,760円 - 3,190円 = 176,570円$ となります。

また、6か月分の保険料を現金払いで前納すると730円の割引となり、1年度分の保険料を現金払いで6か月分ずつ前納すると、 $179,760円 - 730円 \times 2 = 178,300円$ となります。

このように、保険料の前納制度を利用すると、有利な割引を受けることができます。

現金払いによる保険料の前納のうち、1年前納および4月～9月分の6か月前納の申込みの締切日は、4月1日から5月1日までとなっています。

口座振替による前納

口座振替による保険料の前納には、1年または半年間を単位として行うものがあります。

口座振替で1年度分の保険料を前納すると現金払いでの前納の場合よりもさらに割引きされ、年間で3,770円の割引となります。また、6か月分の保険料を口座振替で前納した場合の年間割引額は、 $1,020円 \times 2 = 2,040円$ となります。

ただし、口座振替による保険料の前納のうち1年前納および4月～9月分の6か月前納の申込みの締切日は、2月末日までとなっていますので、注意が必要です。

口座振替の早割

保険料の前納には、現金払いによる前納と口座振替による前納のほかに、口座振替の早割があります。

通常の口座振替の場合には、毎月の保険料は翌月末に引落としとなりますが、口座振替の早割の場合には、毎月の保険料が納付期限より一か月早く口座振替され、毎月の保険料が当月中に引落としされます。

口座振替の早割では、年間で600円、月額で50円の割引となります。

口座振替の早割は、随時受け付けています。なお、従来から口座振替で毎月納付している場合でも、この口座振替の早割制度に変更するためには、改めて申し込みが必要となります。

前納保険料の還付

保険料を前納した期間については、その前納した月が経過するごとに、それぞれの月分の保険料が納付されたものとみなされ、その月は保険料納付済期間として扱われることとなります。

また、保険料を前納した期間が経過しないうちに被保険者の資格を喪失した場合や第1号被保険者が第2号被保険者または第3号被保険者になった場合には、その未経過分の期間の前納された保険料は還付されません。

なお、保険料の前納額の告示では、年度の途中で資格喪失する人についても、それぞれの資格喪失月に応じた前納額が示されています。



ストップ・ザ・交通事故死！
—めざせ 安全で安心な 北海道—

日高町の交通事故件数

○発生件数	4件
○死者数	0人
○傷者数	4人

2012年3月31日現在

**町民一人ひとりが交通マナーを守り、
交通事故のない社会を目指しましょう。**

☆歩行者事故が続発！

- 雪道からの開放感で油断していませんか？

☆行楽期に向けて速度の出し過ぎ＝重大事故＝

- スピードの怖さを知ってください
・・・速度が2倍になると衝撃は4倍になります。
- 低速ならはっきり見えても
・・・速度が上がると認識できる範囲が狭くなります。

☆安全運転はみんなの願い

- 車も自転車も歩行者も交通ルールを守り、飲んだら乗らない！
乗るなら飲まない！
運転者はマナーを守り、少しでも歩行者の立場に立ち安全運転に努めましょう。



4月6日
新入学児童交通安全啓発

☆自転車は安全ルールを守って、楽しく乗ろう！

日高地区交通災害共済に加入しましょう

＝年額500円で、3万円から80万円の見舞金＝（1日以上の通院日数より支給されます。）

- 共済の目的 日高管内の住民が、交通事故により災害を受けた場合、これを救済し、住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としています。
- 加入できる人 日高管内の住民登録(外国人登録を含む)をしている方はどなたでも加入できます。
- 会費 1人年額500円です。（途中加入する場合も同じ）
- 共済期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日
- 加入奨励金 各自治会等が取りまとめた、団体加入に対して加入奨励金(1人×50円)が交付されます。
- 加入方法 加入申込書に住所・氏名等を記入し、役場住民課、総合支所施設農林課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所へお申し込みください。

◎ 日常生活の中で交通安全を考え実践しましょう。

**毎月15日は道民交通安全の日
交通事故抑止7大セーフティーキャンペーン**

1. 高齢者事故防止
2. 自転車走行ルール・マナーアップ
3. シートベルト全席着用
4. スピードダウン
5. 飲酒運転根絶
6. 居眠り運転防止
7. デイ・ライト実践

◇デイ・ライトで安全運転
昼間のライト点灯に協力を！

〈昼間点灯効果〉

- ◎自らの安全意識が高まる
- ◎遠くからでも確認されやすい
- ◎ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎雨や曇りの日は特に目立つ